

看護職員資質向上支援事業

看護職員の資質向上を図るため、特定行為研修や在宅医療関連分野の認定看護師教育課程等の受講経費を助成する病院等に対する補助を行います。

事業概要

【補助対象事業者】

病院等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所）の開設者。ただし公立大学法人奈良県立医科大学を除く。

【補助対象事業】

病院等が特定行為研修や在宅医療関連分野の認定看護師教育課程等を受講する看護職員（県内の病院等で5年以上看護師等の業務に従事した者に限る。）に対し、修学に要する経費を助成する事業

【補助内容】

- ・補助対象経費：病院等が修学者に助成する学費（入学金、授業料及び実習費）
- ・補助基準額：修学者1人あたり800千円
- ・補助率：1/2

※平成29年度に事業を実施し補助金の交付を希望される場合は、平成29年5月31日（水）までに下記までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

奈良県医療政策部 地域医療連携課
医師・看護師確保対策室 看護師対策係
TEL 0742-27-8655